市(or町、村）名

＜用語の定義＞

①　この応募申請書で使用する用語の定義は、この応募申請書に特に定めるほかは、離島対策事業協力実施要項（以下「協力要項」という。）に定めるところによるものとする。

②　この応募申請書において「海上輸送」とは、離島地域にある港において船舶に離島廃棄物を積み込む時から、本土のいずれかにある港において当該廃棄物を取り卸した時までの当該廃棄物の輸送行為をいい、「海上輸送費用」とは、海上輸送に要する費用をいう。

1. 輸送事業を実施しようとしている離島地域

|  |  |
| --- | --- |
| （１）　離島地域名 |  |
| （２） 当該離島地域の2023年７月１日現在の世帯数及び人口 | |
| |  |  | | --- | --- | | 世帯数 |  | | 人口 |  | | |

２．輸送事業計画及び普及啓発計画

# （１）　輸送事業を行う者について（どちらかを☑で選択する。）

①　離島市町村等が自ら行うまたは輸送事業者等に委託して行う。　[自主事業]

②　離島市町村等が輸送事業を行うものに補助金を交付する。 　 [補助事業]

# （２）　輸送事業の内容について

①　離島から搬出する港名、本土へ搬入する港名、引き渡す指定引取場所名、輸送経路における輸送距離及び輸送時間

排　　出者

中間集積所

海上

輸送

搬出港

（●●●港）

受入港

（●●●港）

指定引取場所

（●●●●）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 中間集積所から  排出港まで | 搬出港から  受入港まで | 受入港から  指定引取場所まで | 総計 |
| 輸送距離 | km | km | km | km |
| 輸送時間 | 時間　分 | 時間　分 | 時間　分 | 時間　分 |

②　中間集積所の管理・運営について

1)　設置する中間集積所（複数ある場合は、表をコピーして記載すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| ＴＥＬ |  |
| 管理・  運営者 | 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 住所 |  |
| ＴＥＬ |  |
| 保管方法 | 倉庫・コンテナ等 |  |

2)　中間集積所を設置しない場合は、具体的な回収・一時保管・輸送の方法

|  |
| --- |
|  |

③　中間集積所から指定引取場所までの輸送方法について

中間集積場所から指定引取場所まで同一のトラックで輸送する場合（離島廃棄物を積載したコンテナをトラックに積んでいる場合を含む）は、輸送を行う者の名を1)に、利用する船舶の船会社と船舶名を3)に記載すること。また、中間集積場所から指定引取場所までコンテナを使用して輸送する場合は、1)から5)まで全て記載すること

1)　中間集積所から搬出港までの陸送を行う者

2)　搬出港での船舶への積込を行う者

3)　使用する船舶の船会社

4)　本土の受入港での取り卸しを行う者

5)　本土の受入港から指定引取場所までの陸送を行う者

④　船舶への乗船形態について（いずれかを☑で選択する。）

1)　コンテナのみ船に積んで輸送する。

2)　トラックに離島廃棄物又は離島廃棄物を積載したコンテナを積み込んで当該トラックごとに船に積んで輸送する。

3)　その他（具体的に記入）

|  |
| --- |
|  |

⑤　③に記載した輸送事業に係る契約の形態（契約書の写しを提出してください。）

|  |
| --- |
|  |

⑥　中間集積所から指定引取場所までの効率的輸送について

1)または2)のどちらかを選択し記載すること（どちらかを☑で選択する。）

1)　少頻度多量輸送（離島廃棄物で満載にして輸送）を実施する場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸送方法 | ・コンテナ： | フィート | |
| ・トラック：最大積載量 | トン | |
| ・そ の 他： | | |
| 品目別積載量 | 混載で満載にする場合 | | 単品目で満載にする場合 |
| ユニット型エアコンディショナー | 台 | | 台 |
| ブラウン管式テレビ | 台 | | 台 |
| 液晶式及びプラズマ式テレビ | 台 | | 台 |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | 台 | | 台 |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 台 | | 台 |
| 合計 | 台 | |  |

2) 少頻度多量輸送と同等以上の効果が見込まれる輸送方法を採用する場合の方法及び根拠

# （３）　輸送事業の実績報告方法の選択（どちらかを☑で選択する。）

　　各方式の説明を参照してどちらかひとつを選択すること

①　協会集計方式　→（第３面）3.費用計画（協会集計方式）に記載のこと

1)離島市町村等が協力の対象となる家電リサイクル券の発券を行う小売業者等を事前登録（被通知取扱店等登録）する。

2)協会が被通知取扱店等の引渡実績を月毎に集計し離島市町村等に連絡する。

3)離島市町村等は、協会の引渡実績集計と輸送実績とを確認する。

（注） 第３面（２）に記載する「1台当たりの海上輸送費用の額」において、品目ごとに大小区分を設ける場合、その区分は、再商品化等実施者がリサイクル料金において定めている区分と同一としてください。

②　離島市町村等集計方式　→（第３面）3.費用計画（離島市町村等集計式）に記載のこと

1)離島市町村等が、事業協力の対象となる「家電リサイクル券の写し等」を小売業者等から月毎に回収する。

2)離島市町村等が、回収した「家電リサイクル券の写し等」を元に月毎に1件別明細付引渡実績確認書を作成し協会に連絡する。

3)協会は、1件別明細付引渡実績確認書を確認しエラーの有無を離島市町村等に連絡する。

（注） 品目ごとの大小区分は、自由に設けることができます。ただし、離島市町村等において、区分ごとに引渡台数集計が必要です。

# （４）　離島市町村等が輸送事業を行うものに補助金を交付する場合（２．（１）において「②［補助事業］」を選択された場合）、協力要項に定められた離島市町村等の責務を担保する手段（契約等）を次のケースごとに記載すること

①　効率的輸送事業の実施を担保するためにする措置（協力要項第５条第２項第２号関連）

②　離島廃棄物を排出する者の負担軽減が図られることに対する措置（協力要項第５条第２項第４号関連）

③　輸送事業を行うものにより、海上輸送に係る証拠書類等が定められた期間保存されるための措置及び必要に応じて当該証拠書類を当該市町村等に提供されるための措置（協力要項第16条関連）

④　協会への報告及び協会職員の立入検査に輸送事業を行うものが協力するための措置（協力要項第17条関連）

# （５）　計画している輸送事業を実施しようとしている離島地域における小売業者に引取義務が課されていない離島廃棄物を排出者から引き取り、再商品化等実施者に引き渡す体制（以下「回収体制」という。）の内容

　　　　環境省より「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」が公表されているので参照すること

環境省ガイドラインＵＲＬ：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26672.pdf>

　参照済

1. 回収体制の内容

　以下の候補のうち該当するものを☑で選択（複数選択可）し、「その他」を選択した場合は内容を具体的に記載すること。

イ）市町村等又は市町村等の委託業者が引取りを行う。

ロ）市町村等が協定締結又は協力依頼した家電小売業者が引取りを行う。

ハ）市町村等が協定締結又は協力依頼した収集運搬許可業者が引取りを行う。

ニ）その他：

1. 予定している住民への回収体制の周知方法について

以下の候補のうち該当するものを☑で選択（複数選択可）し、必要事項を記載、「その他」を選択した場合は周知方法を具体的に記載すること（すでに実施している場合、広報誌、ホームページ等を添付のこと。なお、排出者が業者に依頼する場合は当該業者の連絡先が掲載されていることが内定の条件となります。）。

イ）ホームページに掲載（すでに実施している場合はＵＲＬを記載）

　　　ＵＲＬ：

ロ）配布物に掲載　配布物名：

ハ）その他：

# （６）　住民（排出者）に対して特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しに関して行う広報及び海上輸送費用に係る助成額の広報について、その内容

1. 2023年度（輸送事業を実施する年度の前年度）中に実施した又はこの応募申請書提出後に実施する予定の広報の内容。既に実施の場合には広報に用いた成果物を提出してください。

1. 2024年度（輸送事業を実施する年度）中に実施する予定の広報の内容

# （７）　小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対する指導・広報の内容

　（排出者からの引取義務、再商品化等実施者への引渡義務、料金の公表等について）

1. 2023年度（輸送事業を実施する年度の前年度）中に実施した指導・広報の内容又はこの応募申請書提出後に実施する予定の広報の内容。既に実施の場合には広報に用いた成果物を提出してください。

1. 2024年度（輸送事業を実施する年度）中に実施する予定の広報の内容